

2017年（平成29年）

啓発・知識の普及及び人権の尊重並びに
再発・感染拡大防止の教育に関する大臣要求項目

2017年（平成29年）6月5日

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団

第 1 医療従事者養成機関について

1 教育内容の充実・徹底

平成 28 年の大臣協議において、大臣が「集団感染が予防接種の打ち回しによって起きたという過去の歴史的な事実、あるいはそこからの教訓というものは感染拡大防止の教育に入れ込むということが大事だと思います。どういう授業が今、行われているのか実態かということもしっかり、調査を含めて把握の仕方を検討し、なおかつ教育改善の観点からどのような形での歴史的事実の入れ込み方をはっきり検討してまいりたいと考えています。」と述べているとおり、B 型肝炎ウイルスが集団予防接種等の際の注射器等の連続使用により感染拡大し甚大な被害を生じさせ、いまだに多くの国民・市民を苦しめている歴史的事実及びその教訓（以下「B 型肝炎被害」という。）が医療従事者養成機関における「感染防止の教育」にとって重要かつ必要であることは、当原告団・弁護団においても貴省においても共通の認識である。

また、B 型肝炎ウイルス感染者に対する差別被害防止に関する教育の重要性・必要性についても、平成 24 年の大臣協議で大臣も認めている。

そこで、大臣の回答および「医療従事者養成課程における B 型肝炎に関する教育についての研究」（研究主任者操華子氏。以下「操班研究」という。）の結果を踏まえ、全ての医療従事者養成機関において、以下の教育を充実・徹底されたい。

- ① B 型肝炎被害の教育、とりわけ「B 型肝炎被害を踏まえた」感染防止対策（標準予防策、医療現場における使用器具の適切な処置及び管理の教育など）の重要性・必要性に関する教育。
- ② 偏見差別防止のため、どのような言動が患者（特に B 型肝炎ウイルス感染者を含む感染症患者）を傷つけるかを理解するための教育。

2 患者講義の活用、教材の作成等

医療従事者養成機関の全ての学生が B 型肝炎被害を学ぶためには、教材及び教育プログラムが必要である。また、学んだ知識を実際の医療現場で活かすためには、B 型肝炎被害の体験、差別被害の体験、医療従事者と接

する際の患者の思いなどについて患者・被害者の生の声を聞くことが重要かつ必要である。そこで、以下の方策を行われたい。

(1) 患者講義に対する方策

患者講義（患者・被害者の体験を直接学生に伝える講義）を広く活用させるため、全ての医療従事者養成機関に対して継続的かつ効果的な働きかけを行うとともに、患者講義を継続できる体制作りを検討されたい。

(2) 患者講義に準ずる方策

患者講義を受けられない学生においても同様の教育効果が得られるよう、患者講義に準ずる教材の作成など効果的な方策をとられたい。

(3) 当原告団・弁護団との協議

患者講義及びこれに準ずる方策を進めていくために、患者・被害者と連携協力していくことが必要かつ重要である。そこで、上記(1)(2)の方策は当原告団・弁護団と十分に協議しながら進められたい。

3 授業指針、国家試験出題基準への明記

医療従事者養成機関の全ての学生がB型肝炎被害について学ぶためには、B型肝炎被害について教育すべきことを職種（医師、歯科医師、薬剤師を含む）ごとの教育内容に関する省令やガイドライン、モデルコアカリキュラム及び国家試験出題基準に明記することが必要である。そこで、文部科学省とも連携しながら、これらに明記されたい。

4 文部科学省への働きかけ

(1) 教育内容の充実・徹底のための継続的な働きかけ

文部科学省管轄の医療従事者養成機関（医学部、看護学部、歯学部、薬学部、高等教育など）においても上記1の教育が充実・徹底されるように、今後も継続して文部科学省へ働きかけを行われたい。

また、貴省と文部科学省との協議は、上記1の教育を充実・徹底させるために重要であるので、平成28年の大臣協議後に開始した定期協議を今後も継続されたい。

(2) 当原告団・弁護団との連携

文部科学省管轄の医療従事者養成機関における教育についても、当原

告団・弁護団は協力をしていきたいと考えている。そこで、貴省と文部科学省との協議・連携に関して、当原告団・弁護団とも意見交換を行う機会を設けられたい。

5 都道府県への働きかけ

都道府県知事指定の医療従事者養成課程において、上記1の教育が充実・徹底されるように、都道府県への働きかけを継続的に行われたい。

6 学生に対するHBワクチンの接種の推進

「医療機関では、患者や患者の血液・体液に接する可能性のある場合は、B型肝炎に対して感受性のあるすべての医療関係者に対してB型肝炎ワクチン接種を実施しなければならない。」とされ（一般社団法人日本環境感染学会第2版S1頁）、「対象となる医療関係者とは、ガイドラインでは、事務職・医療職・学生・ボランティア・委託業者（清掃員その他）を含めて受診患者と接触する可能性のある常勤・非常勤・派遣・アルバイト・実習生・指導教官等のすべてを含む。」とされている（同ii頁）。しかしながら、操班研究報告を踏まえた貴省の回答にある通り、実際にはHBワクチン接種を受けずに医療機関において実習を行っている学生が多く存在している。そこで、貴省においては、以下の方策を行われたい。

(1) HBワクチンの接種状況の把握

医療従事者養成機関の学生が医療機関で実習を行う際のHBワクチン接種の実施状況について、接種させていない教育機関、接種していない学生の数、接種させていない理由など把握されたい。

(2) HBワクチンの推進

医療機関で実習を行う医療従事者養成機関の全ての学生がHBワクチン接種を受けるために医療機関への働きかけを含めて効果的な方策を検討し、実施されたい。

第2 医療従事者に対する啓発教育

B型肝炎被害と同様の感染被害を生じさせないため、また、B型肝炎ウイルス感染者を含めた感染症患者の差別被害を防止するためには、既に医

療現場で活動している医療従事者（内科や消化器内科にとどまらず他科を含む。）及びその所属する医療機関に対して‘B型肝炎被害を踏まえた’感染防止の啓発及びB型肝炎ウイルス感染者に対する差別防止の啓発を継続的に実施していく必要がある。そこで、肝炎情報センター及び拠点病院で実施される研修において、これらの研修がなされるよう、貴省は、継続的に働きかけられたい。

また、上記研修が実施されているかどうかについて、定期的に把握し、開示されたい。

第3 普通教育及び国民・市民への啓発

1 普通教育における教育啓発

B型肝炎被害は45万人にも及ぶ生命、身体に対する重大な人権侵害であり、二度と同様の被害を起こさないために普通教育で取り上げるべき歴史である。

また、感染症患者をはじめとするあらゆる差別根絶のために、B型肝炎ウイルス感染者の差別被害の体験を普通教育で活かしていくことも重要である。

肝炎対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）でも「国は、ピアスの穴あけ等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行为等、感染の危険性のある行為に興味を抱く年代に対して、肝炎についての正しい知識と理解を深めるための普及啓発を進めるとともに、その推進方策について、地方公共団体、教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し検討を進める。」（第8、(2)、エ）と定められているとおり、肝炎についての正しい知識と理解を深めるための普及啓発は新たな世代に対する感染防止のためにも必要である。

しかしながら、貴省は、普通教育における教育啓発について「引き続き検討を進めて参りたい」（事前質問第5、1項、2項、）というのみであり、具体的な方策について検討さえなされていない状況にある。そこで、以下の方策を実施されたい。

(1) 教材の作成、活用

B型肝炎被害を伝えるため、普通教育に利用する教材（副読本等）を作成されたい。また、貴省により制作された教材につき、実際の教育現場での活用を進められたい。（「薬害を学ぼう」、「ハンセン病の向こう側」等参照）

(2) 検討会の設置

普通教育における上記教育を具体的に検討、実施していくために、「B型肝炎被害を学び、人権を尊重し、生命・健康被害を防止するための教育に関する検討会」（当原告団・弁護団のメンバーも委員として参加）を、平成30年4月を目処に設置されたい。

(3) 感染予防教育プログラムの活用

「肝炎ウイルス検査体制の整備と普及啓発に関する研究」（平成25年度厚生労働科学研究費補助金（難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究事業肝炎関係研究分野））によって制作された「青少年のための肝炎ウイルスの感染予防教育プログラム (<http://www.kanen-yobou.jp/>)」を、実際の教育現場で利用されたい。また、さらに充実した教材を開発するなど、普通教育における感染予防教育を充実されたい。

2 国民・市民への啓発、肝炎総合対策推進国民運動事業における連携

B型肝炎被害の周知は、B型肝炎に関する基本的な情報の提供として不可欠であるとともに、B型肝炎ウイルスへの感染が誰にでも起こり得たということを国民・市民に伝え、ウイルス検査の受検、医療機関の受診を促す契機となる。基本指針でも肝炎に関する啓発及び知識の普及にあたっては「集団予防接種により感染が拡大した経緯も踏まえ」ることが明記されている（第8、(1)）。しかしながら、貴省回答において示された自治体、医療機関でのポスター・リーフレットによる啓発では、自身に関係する情報と受け止めていない国民・市民への啓発方法としては十分でない。

また、B型肝炎ウイルス感染者に対する偏見差別の防止について、貴省は、肝炎総合対策推進国民運動事業（知って肝炎プロジェクト）をその取組の中心として考えているようであるが（事前質問第5、3項、4項）、同事業では偏見差別防止の取組はほとんどなされていない。

そこで、以下の方策を実施されたい。

(1) B型肝炎被害の周知

B型肝炎被害について、肝炎総合対策推進国民運動事業でも取り上げて、国民・市民に対して十分に周知されたい。また、より一層国民・市民に届きやすい方法で周知されるよう、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアを積極的に活用されたい。

(2) 偏見差別防止の取組

B型肝炎ウイルス感染者に対する偏見差別をなくすため、肝炎総合対策推進国民運動事業においても「正しい知識の普及・啓発による肝炎患者への差別・偏見防止」の取組を充実されたい。

(3) 肝炎総合対策推進国民運動事業における当原告団・弁護団との連携

肝炎総合対策推進国民運動事業において上記方策を効果的に実施していくために、当原告団・弁護団も協力していきたいと考えている。そこで、連携して進めるために、当原告団・弁護団との協議の場を設けられたい。

3 人権啓発事業

貴省は、法務省等と連携して、ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、ハンセン病患者・元患者の名誉回復をはかるため、シンポジウムの開催等の取組を行っているところ、B型肝炎患者においてもハンセン病患者と同様に、解消しなければならない偏見差別が存在する。また、国の施策の誤りによってB型肝炎被害・人権侵害が生じ、様々な苦しみを強いられている被害者が多数存在することもハンセン病患者と同様である。そこで、貴省は、B型肝炎被害をテーマとするシンポジウムを実施するなど、法務省と連携した人権啓発事業を進められたい。

以上